近世大阪の道から

小

田

忠

少して通らなくなれば再び草に覆われてわからなくなる。 強度と道幅が求められる。獣道のように自然に出来た道は鹿や猪が減 を埋めて踏み固めて作られる。道には人の往来・車の往来に耐え得る 道は人の力により生まれてくるものであって、勝手に生まれること 道は人の力により、草を除去し、大きな石を掘り起こして穴に土砂

はない、僕の後ろに道は出来る――この詩は精神的な道のできること はない。高村光太郎の有名な詩集「道程」の一節から――僕の前に道 を端的に書き込んでいる。

なくする。作業をする場合に大きな石がごろごろしている所では迂回 造って、段差を小さくしたり、少しでも近道をつくり、 抵のことでは完成しない。平坦な場所ばかりではなく、山を削り峠を 精神的な道も実際の道も人の力により生まれる。道を造る事は並大 動く距離を少

> り、 車が通れば轍の跡の窪みが乾燥して固まり、歩行・通行に障害がでて 側の側溝に流れていく。もし、平坦であれば雨水は道の至る所で溜ま 道の中央を高く盛土をして蒲鉾状のようにする。そうすると雨水は両 しなければならないし、河川があれば橋を架けなければならない。 そればかりか折角整備した道に雨が降り、水溜りができないように、 土砂は水分を吸収し、道は泥濘、人が通れば足跡に窪みができ、

『日本書紀』の巻三・神武天皇の章に、道路の描写があり、 皇師兵を勒えて、歩より龍田へ趣く。 而して其の路嶮しくして、

人並み行くを得ず

くることになる。

列縦隊では進めなかった、と武部健一は書いている。 この意味は軍隊が徒歩で龍田に進軍して行くのに、 道が険しく、二

二列で歩くことができない道路がこの時代の道の概念だつた。

『日本書紀』の仁徳天皇の十四年には、

大道を京の中に作る。南の門より直に指して、丹比邑に至る。

『日本書紀』の雄略天皇の十四年には、

呉の客の道を為りて、磯歯津路に通す。呉坂と名く

(重要に) 京に至るまでに大道と置いる。 『日本書紀』の推古天皇の二十一年(六一三)には、

難波より京に至るまでに大道を置く

『日本書紀』の孝徳天皇の白雉四年(六五三)には、

処々の大道を修治る(5)

『令義解』の厩牧令には、

険、及び水草無からん処には、便に随いて安置せよ。里数を限ら凡そ諸道に駅を置く須くんば、卅里毎に一駅を置け。若し地勢阻

代の道路事情を示す史料がある。天正三年(一五七五)に織田信長がこのような過程を経て近世の道作りに移行していくが、安土桃山時

道奉行に命じて道路改修を成した話は、

「大玉抜き」と呼ばれた石の除去作業が必要となったものです。作業を行ったために、かえって人馬の歩行がしにくくなったので、むくり」に手当たり次第に石などを投げ込むような、乱暴な補修わせています。これは手入れの不行き届きの土砂道に生じた「馬道の曲折を直し、牛馬が疲労しないように路面の石抜き作業を行

慶長十七年(一六一二)十月十六日、老中から諸大名に対する幕令

は道路・橋・堤の補修に関係する覚えだった。その内容は、

り候様被仰付、道之脇二、水やり仕候様尤候事、大道小路共、馬さくり候所には、砂に而も石に而も、かたま

、ぬかり候處右同前、砂成共石成共入、かたまり候様可被仰付

事_® 付、

敷キ、固クフミ付候様ニ可被申付候、道ヨキ処ニ土ヲ置候事、一、堤等ノ芝剥候事、一切無用可被成候、馬サクリ候所へハ土ヲ

必無用ニ候事。

一、橋之義、大小ニヨラズ、アシク候ハヾ、御料私料共ニ触示之

間、向後代官衆被入精候様、堅可被申渡候事

め、堤の芝を勝手に剥いではいけない。馬の足跡には土を入れて堅く水が溜まったり泥濘の場所に砂・石で固め、排水溝を設けることを定これらの条文は後でも出てくるが、道の補修のことで、馬の足跡に

踏みつける内容になっている。

路築方并下水さらるの方之儀町觸に対する布令は、 注目すべき条文は慶安四年(一六五一)二月に幕府は江戸市街の道

あくたにて築申まじき事、一町中道あしき所へは浅草砂を敷、中高に作り可申候、勿論どろ

道は造った人達だけの所有ではなく、また、ある個人の店の前に道重要で継続して同内容の触れが繰り返され発令されることになる。中高に築き、ごみや泥を使用してはならないとしている。この条文は道路の悪い場所には浅草砂に海砂を混ぜて敷き、高低のないように

る。があっても、その店の権利が発生するものでもなく、全体の所有であ

まさに軸ごっこであった。まさに軸ごっこであった。 道は直接的な意味で障害となる物を置き、道を一時的に占有してはにわたり、幕府は眼に余る光景が続くと「達」「触れ」を出していた。 にわたり、幕府は眼に余る光景が続くと「達」「触れ」を出していた。 にわたり、幕府は眼に余る光景が続くと「達」「触れ」を出していた。 道は直接的な意味で障害となる物を置き、道を一時的に占有しては 道は直接的な意味で障害となる物を置き、道を一時的に占有しては

路の実情をよく現している。 五ケ條之事」として発布された。この觸内容は当時の大阪における道五ケ條之事」として発布された。この觸内容は当時の大阪における道近世の初期、慶安二年(一六四九)に出された觸は「家建作法之儀

一大道江家を建出候儀可為曲事事

家を建候地形築候事、(中略)只今迄建置候家ハ可為其分事、

一材木町ハ不及申、其外大道をせはめ商人有之町者、馬乗物自由

二行違候様二、道をあけ置可申候、(後略)

一濱側の納屋ニ壁を申間敷候、勿論竈を居、住宅可為曲事事、

一家のおたれに壁を付、本宅へ仕込申間敷事、

基本的な問題は大道を自己都合で使用してはならない事を「五ケ條」

築物がせり出る事を取り締まる。同じく家の建築時に大道及び側溝に條文では家を建築する時に大道へ突き出したり、大道の一部分に建

る可能性がある。

を禁じている。これは景観問題とおたれに壁をつけるのだから大道も害となる。家のおたれに壁をつけて住宅の一部分として使用することを大道へ立てて置いたり、横に置くと大道の幅が狭くなり、通行の障影響が出るような地形の築きかたは具合が悪い。また、材木屋が材木

以前から大道を使用したり、占拠することは認めていなかった。

しくは側溝が破壊あるいは変形するのを恐れている。

一藁・葭・萱・柴之類九尺ゟ高積申間敷候、濱江之道明候様ニ可かし、寛文四年(一六六四)の觸では、少し違った觸になっている。

仕候、此外何ニ而も積置候所、濱へ之道あけ置可申事

いる。これは法令だけでは取締りが不可能になり、現実に眼を向けて荷物を積み上げても荷崩れの心配、道路幅の占有も九尺までとして一材木屋町之通道、前廉申付候ことく、九尺ゟせはく仕間敷事、②

しかしながら濱への道には河川利用者も存在することから、依然との判断であった。

延宝五年(一六七七)補達一

して昔の触れを繰り返している。

候様ニならし可申事、一大道築申義、大道中筋に斗急に高仕候而悪敷候間、なそへに成

傾き荷物が落下する恐れもあり、また、風の強い日などは車が横転すて、均していく。道路中央が高ければ歩きにくく、車が通行しても、大道を造る場合、道の中筋ばかり高く築きあげない。これらはなぞっ

天和二年(一六八二)觸二四四

諸職人看板ををだび候儀停止之事

置くことを禁じている。 置くことを禁じている。 屋根にしつらえた屋根看板が発達した。ここでは昼間でも道に看板をあり、大阪は道が狭く定設の立て看板は普及しなかった。その代わりる板は夜間店にしまう小形のものと、台石を置き支柱を立てた定設が看板にも各種あって、商家の軒下に吊るす軒看板。街路に置く立て

貞享元年(一六八四)觸二六九

道橋二而古金并古着古道具売買之事

A。 これらは歩行者・車の通行の障害になる。当然ながら商売の禁止にな 橋の上並びに大道で古金・古着・古道具の小さな店を開いている。

延享四年(一七四七)達五二四

前の触れにあるように、大道で商売物を広げると通行の障害になる。守られていないこともあり、このような達を出さざるを得なくなった。広く、道路上で町人の女房に水を浴びせたり、飛礫を投げる者、非人・広く、道路上で町人の女房に水を浴びせたり、飛礫を投げる者、非人・丁の達しは一連の触れと合致する内容となっている。風俗の概念も町方風俗不行儀有之、商賣物等町中大道江廣ケ、往來妨仕間敷事

一大道二而米搗候事

宝曆十一年(一七六一)達五九三

この達しは字義通りで大道を占有して米を搗いている。当然のこと

な行為を禁止している。 ながら道が狭くなり、通行を妨害することになる。だから、このよう

宝曆十二年(一七六二)達六二〇

屋八百屋杯軒下ニ者石垣を拵候之類、又ハ荷物薪常置ニいたし一町中軒下之義ハ、兼々心得通り之事ニ候所、近頃猥ニ相成、魚

候も不斗事ニ候ヘハ、(後略)

宝暦十二年(一七六二)達六二六 電店の軒下は使い勝手がいいのか、魚屋八百屋などではこまごまし 自店の軒下は使い勝手がいいのか、魚屋八百屋などではこまごまし 宝暦十二年(一七六二)達六二六 などが軒下を越えて大道にまで侵 大道に干物が出ていたり、俵物荷物などが軒下を越えて大道にまで侵 いいる。武士が通行しても取り除かず、日覆も出しっぱなしになり、略し、通行の妨げになっている。まして、放置したままで人もつけず ないる 正暦十二年(一七六二)達六二六

一町々大水道根石迄深ク浚候義ハ勿論、軒下小溝之儀者五寸堀ニ

思召候付、 二いたし、早々浚候様被仰渡候、尤撹上候土砂其儘置候而者、 いたし候様、 當年盤大水道者去年之通深浚いたし、小溝ハ壹尺堀 去年被仰渡候處、 不行届町々も有之、水行滞候様

大水道は深く浚え、軒下の小溝は壹尺堀にする。浚えた土砂はその 往來之妨ニ相成候間、 大道へ並、 よくならし置申候、(後略)

まますると、 通行の妨げとなる。このため、大道へ並べよく均すとす

明 《和三年(一七六六)補達一一二

軒先江出張候看板

酒はやし

軒先二物干

大道江出候普請 かこひ

軒先芥捨小便たご

作り土

屋根之上江干物其外むさき物有之事

御城代様御紋つた

一出雲守様御紋丸ニ三切石

甲斐守様御紋丸ニもつかう

看板のうれんなとの名

物があること、それと御城代様・出雲守様・甲斐守様の御紋の使用に いる看板・物干・酒はやし・普請のかこひは具合が悪い。景観・美観 点で問題となる軒先のごみ箱や小便担桶、 この補達では大道の通行妨害となる普請時の作り土、 屋根の上の干し物や汚い 軒先から出て

明 和八年(一七七一) 達七〇二 ついて、これらの問題と近い看板・暖簾などの名前の使用。

此節伊勢參宮人多有之由二而、 さ高成造り物をいたし、 往還之上二火ヲ燈シ候町々も有之由相 町内大道ニ鳥居形ヲ拵、 或ハか

> 聞へ、第一火之元無心元候之間、 (後 略)

しているのは火の元が無用心でよくない。 信仰のためか大道に鳥居形を作ったり、 嵩高い造り物の上に火を燈

天明八年(一七八八)補達二五五

一當表着御發駕之節とも、御道筋町々凡五間口ニ壹ケ所ツ、 其間二有合之手桶竹箒差出置可申事、 、盛砂

に穴があいていれば盛砂で埋めておうとつをなくす。 て、その間に手桶や竹箒を準備する。 大名などか到着及び出発をする場合は五間に一ケ所ずつ盛砂をし 常に道路をきれいにして、

寛政四年(一七九二)達一〇一八

當表近年度々之大火ニ而難儀之者も多扨々詮方も無之事ニ候此 多取、 ヲ 建、 尺ツ、退せ、「 用方も可有之哉、 手段も屆兼、 地之儀ハ都而町幅狭く候故、 (後略²⁴ 火災之防ニ相成様いたし度事ニ候、 或ハ高塀抔ニいたし、 自ラ火廣ニ相成ニ付而者、 惣而可相成丈ハ境目、 家致候ハ、、 風烈敷節ハ忽向よへ火移、 家宅盤随分手輕ク、 兩類ニ而ハ一間道幅廣相成候 別而横町之角等江ハ藏 兼而家作之模様ニ心之 同しくハ表通ニ而三 可成程空地ヲ 消防ラ

取り、 路が生まれることになる。 消防も覚束なく、道路上には蔵を建て、 道が狭い事もあり、一度強い風が吹けば片側の家宅まで類焼する。 そして道路から三尺退いて家宅を建築すると、 高い塀を拵え、 両側で一間の道 空き地を多く

ぱいに庇をかけることを定めています、と鈴木敏は書いている。地を幅三尺ずつ供出させて、この部分を「犬走り」と呼び、この上いっの後主要道路の道幅拡幅命令が出され、この中で、公道の両側の私有これに類する話として明暦三年(一六五七)に振袖火事があり、そ

寛政五年(一七九三)達一〇三七

略) ・ (前略) 祭禮神事之賑ひ二事よせ、祭禮通筋二而無之外町々迄も、 ・ (前略) 祭禮神事之賑ひ二事よせ、祭禮通筋二而無之外町々迄も、

から入用銭を取り集める輩がいる。 家持町人や町役人などが注意をしても聞き入れず。挙句の果てに町々嘩口論にまで及ぶ、人家・軒口の損傷あるいは機に乗じて悪戯をする。車・ねり物・はやし物などが夜中まで騒ぎ、遊興にふけり、その為喧車・福り物・はやし物などが夜中まで騒ぎ、遊興にふけり、その為喧車・福り物・はやし物などが夜中まで騒ぎ、遊興にふけり、その為喧りに無礼な振舞いをする輩が存在する。町の道路に地

寛政八年 (一七九六) 補達三一七 口達

一大道ニ家ヲ建出し候事、

一大道掘込柱を建、板覆又ハ日覆付おたれの事、

道迄築出し、商賣物差置候事、一軒下石垣しつくひにて築上ケ、置居之水はしりいたし、又ハ大

軒下竹垣板圍、又ハ壁を付圍ひ、屋敷之内へ仕込候儀、并雪隠

等致し候事、

軒先大道江植木うへ候儀有間敷事が

大道江棹を渡し、干物等仕間敷事

軒下駒寄掘込二等仕間敷候事、

一町中辻行燈臺埋候事、

に設置されるので、通行の妨げとなる。の部分が崩れる。この為の禁止。最後は辻行燈臺を埋めることは道路は人馬を寄せ付けない柵で、掘込は軒下を深く掘る、それにより大道は人馬を寄せ付けない柵で、掘込は軒下を深く掘る、それにより大道は人馬を寄せ付けない柵で、掘込は軒下を深く掘る、それにより大道この口達も以前からの内容とよく似ている。違う所は、軒下に囲いこの口達も以前からの内容とよく似ている。違う所は、軒下に囲い

寛政十一年(一七九九)觸三八六四

曳通り、殊當表之儀者道幅狹ク、溝石大道損、往來之妨ニ相成、(前略)追年ベカ車及増長、次第大キク致、橋々ハ勿論夜分迄も

其上近來別而車多出來、并觸通ヲも不相用、(後略)

を起こす。
を起こす。
を起こす。
を起こす。
を起こす。
を起こす。
を起こす。
を起こす。
と道に後重にも轍ができて、でこぼこになる。溝来、車が多く、往来の妨げになるのも顧みず、溝石や大道を破壊して来は橋の上は通れなかったのに堂々と通行し、夜も遠慮なく走る。近来は橋の上は通れなかったのに堂々と通行し、夜も遠慮なく走る。近来は橋の上は通れなかったのに堂々と通行し、夜も遠慮なく走る。近来は橋の上は通れなかったのに堂々と通行し、夜も遠慮なく走る。近れり車の高慢な態度は眼に余るものがある。ベカ車を大きくし、従

注意を促している。

文化元年(一八〇四)達一二四五 口達觸

候而、往來を妨ケ候町々も相見候間右躰無之様心を用ひ、尤賣物 且大道へ賣もの見セ出し、

仕 一近來大道片側斗地上いたし候町々も有之故大道二高低出來、 廻候ハ、、見世床抔取除置候様可致事、

何之事二候間、 以來右躰不陸之儀無之様可致事、

床を片付けること。 軒先に澁紙のようなものを張出して往来の妨げとなる。また、 見世

大道の片側を高くすると危ない。 延宝五年(一六七七)補達一に同

様の達がでている。

文化十三年 (一八一六) 達 四四四

町々ニおいて軒先付店格別出張、又ハニ重庇等も有之、大道幅 兼而相心得可罷在處、心得違等閑二いたし候もの無之様可致旨、 狹く相成、 非常等之節、 出火之節火移り安く、 (後略₂ 往來差支二可相成被思召、 火廣二相成候義ハ勿論、 右等之遠慮いたす義ハ 雨中

風による埃よけのため、 軒先付店を格別に出っ張り通行妨害となる。 庇を二重にしている。出火時には類焼しやす しかも、太陽光線及び

被仰出候、

ので遠慮いたすようになっていたのに、 道路管理運営上は触・達・口達などを繰り返し発布すろことにより 遵守していない。

他方風俗の問題については倫理観より道徳を視座に入れての判断で

あり、 重視していることがわかる。 巡検時の対応や朝鮮人来朝などに係わる問題点は景観・ 美観を

町人女房呼迎候節礫打候儀、 是又前々な停止申付候通可相守之

如

候事、 肴を添えて返す風習で、名称は飛礫打ちでも、 婚の祝儀に際し、若者仲間は庭へ乗り込む際に、一斗樽に酒をつめ 礫打や貞享元年の觸三八七に出てくる、 の記事は婚姻の問題と深い係わりを持っている。 女房呼迎候者ニ正月水浴せ この地方ではまだかな ある地方の結 (寛永以) 前

りお祝いごとの性質が色濃く残っている。

天和三年(一六八三)觸二六五 非人・乞食などが町中の商家などで冠婚葬祭に乗じて銭をせびっ 町中をねたり申徒者之事

また、顔馴染みになると懇意の商家へ行き、銭をねだる。

元禄二年(一六八九)觸三八七

た。

夜中往來之女少之間もた、すま 申間敷事

女房呼迎候者二正月水浴せ候事、 者抔有之、水浴せ候義申掛候ハヽ、 従先年停止に申付置候、 早々可申來之事、 若徒

になって、多くの弊害を生んだ。 態乱暴と化し、〈水あびせ〉〈墨ぬり〉〈石うち〉などの古い信仰的意 の婚姻統制力が弛緩するにしたがい、これらの協力的参加が次第に悪 義をもった行事も日ごろの意趣がえしや、 先ほどの町人女房呼迎候節礫打候儀、 しかも婚礼当夜ばかりでなく、次の に関係することで、若者仲間 酒ねだりに悪用されること

時代に全国的な悪習として、しばしば幕府や諸藩の禁令が発せられた ほど大きな弊害となった。これらの名残が形骸化したのが礫打と正月 水浴せの民俗だった。

正月や祭礼節句などのおりにまで持ち越され、特に水祝いなどは江戸

元禄三年(一六九〇)觸三九一

夜中町中濱々二賣女たゝすみ候はゝ可追拂之旨、最前も申付候 之年寄五人組可為越度事、 處、猥成候由相聞候、人を廻し、彼女をとらへ來候ハヽ、其町

は風俗上よろしくなく、追い払うことにしている。 夜中に売女が河川付近の裏寂しい場所に立ち、遊女さながらの行為

享保十九年(一七三四)觸一五四三 松平右京太夫殿御登二付、

一町中致掃除、

水道雨天之節、

雨水大道江馳出不申様ニ心を附可

申候事、

俵物・材木・瓦・壁土等大道江取散し、 往來妨仕間敷候、 濱先

なたれ形ニ猥ニ積物仕間敷

側岩岐又ハ水敲之石、大破之所ハ繕之可事

売物見世日覆之筵又ハ澁紙等張出、妨ニ不成様ニ可仕事、 (前略) 町中御巡見之節、 大道高低抔有之所ハ、新規ニいたし

キ所ハ繕可申候 候と不相見様に繕いたし、 いたし候に不及候、 町橋も右に准シ、目立不申様二、損候而危 掃除可申候、おたれ葺直し、上塗等

> げになるし、大道の高低は新しく繕い、掃除は勿論、おたれの葺き直 材木・瓦・壁土などが大道に散在しないことにしている。 町中の掃除と大道へ雨水が溢れでないように、側溝を浚える。俵物 壁の上塗り、更に町橋も同じ内容である。 日覆いも妨

延享元年(一七四四)觸二〇一六 朝鮮人來朝二付、 道橋修復掃除

等并挑灯出させ方之事

一盛砂ハ三使旅宿之外ハ一切可為無用事、

天保七年(一八三六)達一八二九

軒下等所々江女彳ミ、往來人を引留、 近頃夜二入、江戸堀壹丁目・玉澤町・福井町・京町堀壹丁目邊 何れ江歟同道致し候ニ付、

町々江可申聞候、仕義ニ寄り立集り居候者までも難儀ニ可相成間

人立口論等も有之哉ニ相聞、風儀不宜候間、

右躰女を追拂候様

此旨町中末々之もの迄も可申聞事、

これも、先程の内容と同じで、風俗上悪く、 売女がいれば追い払う

ことを達している。

天保十三年(一八四二)達二〇三六

けた軒附抔と唱、物貰二ハ無之、素人二而夜分町家軒先等江イ、 唄・三味線・或ハ浄瑠璃抔をかたり候者有之由、風儀不宜候間

自今堅可相止候

売女ではないが芸能を通じていかがわしい行為に及ぶこともあっ

て、禁令にした。

天保十三年 (一八四二) 達二〇七三

大阪の道は狭い。

大道と呼ばれている道でも四間・三間の広さしか

市中人立之場所、或ハ町家門先にて、男女入交り、チョンカレ 業いたし候物貰見請候ハ丶、所之者ゟも心を付相制可申候。 又ハ鳴物抔いたし、錢を貰歩行候者も有之趣相聞、 二付、以來男女入交、右樣之儀為致間敷旨、其筋之者共江申渡 町々ニおいても其旨を存、男女入交等ニ而、如何之所 風俗不宜候

けて町家より銭を受取る行為と同じである。

町家にとって迷惑きわまる話である。これは非人が諸種の因縁をつ

天保十三年(一八四二)達二一〇五

所々往來いたし候女共之内、近來すそよけ二種々ものすきをい くりあけ、往來いたし候儀ハ、相つゝしみ可申候(ヨ) 候、右ハ都会之風儀ニハ有之間敷事ニ付、向後女ともすそをま たし、いふくのすそをまくりあけ、あるき候もの一般に二相成

ている。 天保十四年(一八四三)補達六六二

女性が裾をまくりあげる行為は流行とはいえ容認できない行為とみ

辻占と唱、商ひ候せんへい昆布ニ包候文句、風儀不宜分ハ無用可

致事、不宜風俗ニて、 (程)

これは「文句」が風儀に反している文言が多かったと思える。

弘化元年(一八四四)補達六九○

婦人前垂を懸往來いたし候者、殊御制禁之髪結に風躰紛敷、 如何二付、 向後相止候様可致候

> 持っている。これは「場所」を有効に使うためであることを無意識に 行為に取り込んでいる。表通りに面していない裏通りでも職種によっ ない。道路に面している商人・職人達は自店の一部であるとの認識を

ては道路を臨時の荷物置き場とするだろう。

から取り締まらなければ、他の正業者から批判が出ることを踏まえて 展していくのが幕府は恐れていたし、道行く女に対しては風俗の見地 の事だった。 道を祭礼などで占拠され、夜中まで狂騒することは喧嘩・口 論に発

ている。 取り込むことにより「得」をしたと思っているし、「当り前」だと思っ なぜなら公共の場の占有は闇に行えば「ただ」であるし、瞬時に行

大阪の道は表面上は共有だと思っているが、内心は公共の場を自ら

当である。 えば問題とならない。このことは一部の人が問題を起こしたものでは なく、道路に面した商人・職人達は堂々と行っていたと考えるのが妥

- (2) 注(1) に同じ。 (1) 武部健一『道のはなしⅠ』、 技報堂出版、一九九四年
- 7
 6
 5
 4
 3

 注注
 1
 1
 1
 1

 に同じ。
 1
 1
 1
 1
 1

 に同じ。
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1
 1

旁

- (8)『古事類苑』地部三、 吉川弘文館、 昭和四六年。

- $\underbrace{40\ 39\ 38\ 37\ 36\ 35\ 34\ 33\ 32\ 31\ 30\ 29\ 28\ 27\ 26\ 25\ 24\ 23\ 22\ 21\ 20\ 19\ 18\ 17\ 16\ 15\ 14\ 13\ 12\ 11}$ 注(8)に同じ。

昭和四〇年。

『幕末・明治KANBAN展』、小学館、一九八四年。

- 11) 大阪市『大阪市史第三巻』、清文堂出版、昭和 12) 注(11) に同じ。 15) 注(11) に同じ。 16) 注(11) に同じ。 17) 注(11) に同じ。 18) 注(11) に同じ。 19) 注(11) に同じ。 20) 注(11) に同じ。 21) 注(11) に同じ。 22) 注(11) に同じ。 23) 注(11) に同じ。 24) 注(11) に同じ。 25) 注(11) に同じ。 27) 注(26) に同じ。 28) 注(27) に同じ。 29) 注(26) に同じ。 29) 注(27) に同じ。 29) 注(29) に同じ。
 - 昭和四〇年。
- 平凡社、 昭和三四年。

- 3) 注(11)に同じ。 3) 注(11)に同じ。
 - 清文堂出版、 昭和四〇年。

- $\widehat{43}$ $\widehat{42}$ $\widehat{41}$
- 注 注 注
- (38 38 38 38 ににに同じじじ。)